

さいばんいん
ニュースや新聞でよく聞く裁判員裁判ってなんだろう？



前のページで紹介した刑事裁判の中でも、殺人や放火などの重い犯罪については、「裁判員裁判」が行われています。

ちゅうせん
裁判員裁判というのは、国民の中から、抽選で選ばれた「裁判員」が、裁判官といっしょに被告人が本当に犯人かどうか、犯人であるならどのような処罰にするのかを判断するしくみのことで、平成21年（2009年）5月から始まりました。

それまでは、裁判は、法律のプロである裁判官、検察官、弁護士だけで行われてきました。ていねいに慎重に罪について考えて、くわしい判決が書かれていたのですが、これがかなり専門的で、法律のプロではない人たちにとってはおずかしいという意見がありました。

しんちょう
裁判員裁判では、裁判員に選ばれた国民のいろんな視点や感覚を裁判に活かすことができます。その結果、みんなに分かりやすく、より信頼できる裁判を作っていくことができるようになりました。

裁判員は、20歳以上の人の中から、抽選で選ばれます。家族など身近な人が選ばれることもありますし、将来、みなさんが裁判員に選ばれることもあるかもしれません。

もし、選ばれたときには、ぜひ参加してみてくださいね。



裁判員裁判(模擬)の様子

2 裁判所について知ろう

ここからは裁判所について、いっしょに勉強していこう！



日本の裁判所制度

けんぽう 日本国憲法の制定

こうふ
日本国憲法は、昭和21年（1946年）11月3日に公布（国民に知らせること）され、昭和22年（1947年）5月3日から施行（始めること）されました。

そんちょう
日本国憲法では、基本的人権の尊重（ルールの中でみんなが自由に生きる権利を守ること）と国民主権の原則（日本の政治は国民が主役であるということ）のもとに、さんけんぶんりつせいど かくりつ
三権分立制度が確立され、裁判所は、しほうけん
「司法権」を扱うことになりました。

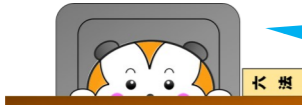


そもそも憲法ってなに？



憲法は、国民の権利や自由を守るために、国がやってはいけないことや、やるべきことについて、国民が定めた決まりです。日本のすべての法律は、憲法で決められた手続にしたがって作られ、憲法に違反した法律を作ることはできません。

裁判所で働く人



裁判所ではどんな人たちが働いているんだろう？

「裁判所」と聞くと裁判官が働いている場所というイメージが強いと思いますが、裁判所では裁判官のほかにも多くの方が働いています。

裁判所書記官

しょうげん
法廷に立ち会って、裁判の手續や証言を記録する調書を作成したり、裁判がスムーズに進むように、連絡や日程の調整などを行っています。

裁判所速記官

法廷での発言内容を速記で記録します。

裁判所事務官

裁判所書記官といっしょに、裁判がスムーズに進むようにいろんな手續をしたり、裁判所の環境や働いている人の給料などを管理します。

ちようさかん 家庭裁判所調査官

ほうもん めんだん
家庭裁判所の親子に関する手續のために、家庭訪問や子どもとの面談をして、子どもがどんな環境で育っているかを調べます。
また、少年審判では、その子はどのようにして犯罪をしてしまったのか、二度とくりかえさないためにはどうしたらいいのかなどを考え、少年に伝えたりもします。

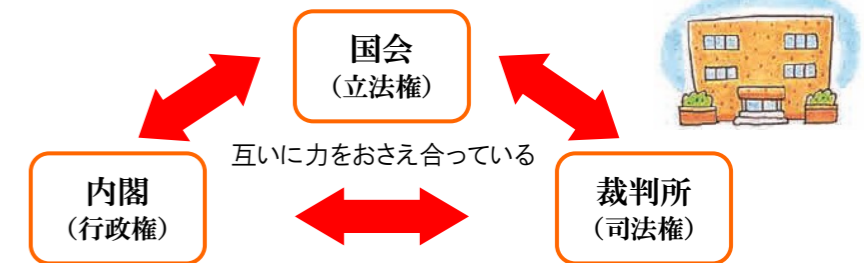
しっこうかん 執行官

財産の差押えや家の明渡しをするなどの裁判で決められたことが行われないうちに、その内容をきょうせい
強制的に実現することが主な仕事です。



三権分立制度

りっほうけん
法律や予算を決める「立法権」、決められた法律や予算にしたがい実際の行政を行う「行政権」、人々の争いごとや犯罪を裁く「司法権」をそれぞれ違う機関に持たせることで、1つの機関が強すぎる力を持ち、暴走してしまうのを防ぐしくみのことです。



さんしんせい 三審制

さいこう とうとう
裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、かんい やくわりぶんたん
簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。
事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われ、その裁判に納得がいかないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。

みんなはどんな仕事に興味があるかな？



裁判所の種類については、次のページで説明するよ

裁判所にはいろいろな裁判（手続）があり、裁判（手続）の種類によって扱う裁判所が違います。

1 最高裁判所

高等裁判所の裁判に対してされた不服の申立てを扱う最上級、最終の裁判所です。

2 高等裁判所

全国に8か所(さらに支部が6か所)あり、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の裁判に対してされた不服の申立てを扱います。

3 地方裁判所

全国に50か所(さらに支部が203か所)あり、ニュースでよく見るような成人の犯罪やお金のもめごとなどを扱います。

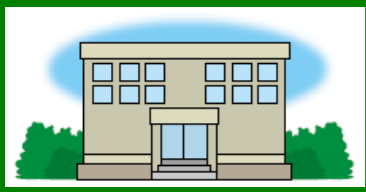
4 家庭裁判所

全国に50か所(さらに支部が203か所と出張所が77か所)あり、20歳未満の少年の犯罪や家庭内のもめごとなどを扱います。

5 簡易裁判所

全国に438か所あり、成人の軽い犯罪や低い金額でのお金のもめごとなどを扱います。

和歌山市にある裁判所には、3～5の裁判所が置かれています。



裁判所の種類

裁判所にも種類があるんだね



いろいろな裁判や手続

裁判所では普段どんなことが行われているのでしょうか？ここでは、地方裁判所と家庭裁判所の裁判や手続について、もう少し詳しく紹介します。

地方裁判所

地方裁判所で行っている裁判には、民事裁判と刑事裁判があります。



民事裁判

例えば、貸したお金を返してくれないときに、相手を裁判所に訴えたとしてみましょう。この場合、裁判所では、裁判官が原告（訴えた方）と被告（訴えられた方）の言い分を確かめて、証拠を調べた上で、法律に照らして判決を言います。このように私たちの日常生活に起こるトラブルを解決するための裁判が民事裁判です。



刑事裁判については、下で詳しく説明しているよ

家庭裁判所

家庭裁判所では、家事調停（夫婦や親子の関係など家庭内の問題を話し合いで解決していく手続）や少年審判（20歳未満の少年の犯罪について、犯罪を犯してしまった少年を調査し、少年に反省を促す手続）などを行っています。



裁判官は全国に何人いるの？



すべての種類の裁判所の裁判官を合わせると、全国に約3490人の裁判官がいます。そのうち、女性の裁判官は約770人です。（平成30年12月現在）

刑事裁判について



刑事裁判ってなんだろう？
どんな人が出てくるんだろう？

例えば、ある家にどろぼうが入って、お金を盗んだとします。警察官は、こうした犯罪を捜査し、ある人を犯人だと判断すると、次は検察官に報告します。検察官は、さらに捜査し、処罰を求める必要があるときは、その人を裁判所に起訴します。裁判所では、検察官と被告人や弁護人の言い分を聞いて、被告人が本当に犯人かどうか、犯人であるならどのような処罰にするのかを判断します。これが刑事裁判です。

被告人

犯人だと疑われて起訴された人

検察官

犯罪を捜査して、処罰が必要だと判断したら、裁判所に起訴する人

弁護人

被告人の言いたいことを代わりに主張して、被告人を弁護する人

裁判官

検察官と被告人や弁護人の主張を聞いて、公平に判断する人

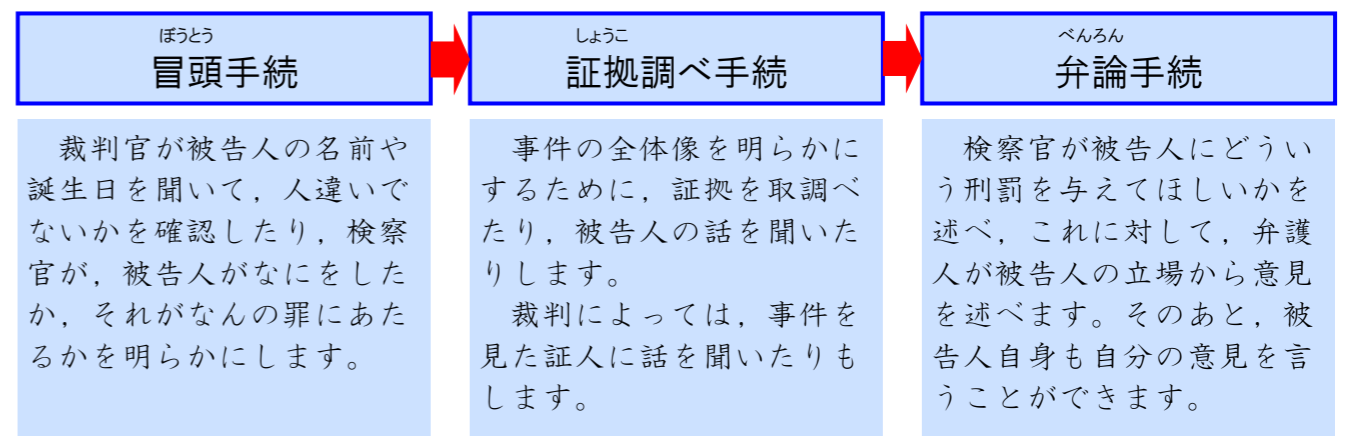
書記官・速記官

裁判のようすを記録する人



刑事裁判の流れ

刑事裁判では、手続を3つに分けることができます。



3つの手続を終えると、いよいよ判決が言い渡されます。裁判官は、検察官・弁護人・被告人の意見をよく聞いて、また、証拠を十分に検討して、被告人が本当に罪を犯したのか、罪を犯したとしたらどんな刑罰にするのかを決め、それを被告人に伝えます。

